

(注) 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

平成 19 年度の法人税法の改正により、平成 19 年 3 月 31 日以前取得の固定資産については従前の方法である旧定率法により償却し、うち取得価額の 95%相当額まで償却が進んだ資産については、償却が終了した事業年度の翌事業年度以降 5 年間で残存価額 1 円まで均等償却する方法としております。

平成 19 年 4 月 1 日以降取得の資産については定率法によっております。

② 無形固定資産

対象資産はありません。

(2) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

② 退職給付引当金

職員の退職給付金に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計算し、その金額に対する要積増額あるいは要取崩額の期間按分額を計上しております。

(3) その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式を採用し、仕入控除税額の計算に当たっては、一括比例配分方式による方法で計算しております。

② 損益計算書の表示方法

損益計算書の勘定科目「法人税、住民税及び事業税」については、システム上の制約から「法人税等」と表示しております。

2. 税効果会計に関する注記

(1) 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する会計年度から法人税率の改正が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は 1,398,944 円減少し、当期純利益は 1,398,944 円減少しております。

なお、適用される法定実効税率は以下のとおりであります。

- ・ 変更前 34.74%
- ・ 平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する会計年度 34.19%

(2) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因と金額

① 賞与引当金累計限度超過額	14,558,812 円
② 退職給付引当金累計限度超過額	70,197,883 円
③ 未払法人事業税	1,208,549 円
④ 未払法人事業所税	962,312 円
⑤ 減価償却超過額	35,900 円
計	86,963,456 円

3. 当期純損益は、28,820,852 円の利益となっております。